

上越市有機 J A S 認証取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市食料・農業・農村基本計画（平成13年3月策定）に基づき推進している有機農業における有機 J A S 認証の定着及び取組の拡大を図り、もって安全安心な農業を推進するため、有機 J A S 認証の取得に取り組む農業者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機農産物 有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号。以下「有機 J A S 規格」という。）第3条に規定する有機農産物をいう。
- (2) 有機 J A S 認証 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関（以下「登録認証機関」という。）が、有機 J A S 規格に適合した方法で農産物の生産を行う農業者等に対し、その人及び団体が生産する農産物が有機農産物である旨の表示を認めることをいう。
- (3) 有機 J A S 講習会 有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準（平成17年農林水産省告示第1830号）の三の2の(1)に規定する講習会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる人及び団体は、有機 J A S 認証の取得又は更新のため、登録認証機関の審査を受ける農業者等であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有すること。
- (2) 多面的機能発揮事業に関する計画のうち、環境保全型農業直接支払交付金の事業認定を受けていること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) 有機 J A S 認証の取得について、同一年度において、本市その他の地方公共団体、国又は公益法人等の他の制度の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 有機 J A S 講習会の受講料

- (2) 登録認証機関が実施する有機 J A S 認証のための審査及び調査に要した費用（振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る費用を除く。）

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新規に有機 J A S 認証を取得する場合 前条第 1 号及び第 2 号の補助対象経費の合計額（当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1 0 万円を限度とする。
- (2) 有機 J A S 認証を更新する場合であって、有機 J A S 認証に係るほ場の面積を拡大して申請するとき 前条第 2 号の補助対象経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1 0 万円を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第 6 条 規則第 2 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 有機 J A S 講習会の受講申込書等の写し（新規に有機 J A S 認証を取得する場合に限る。）
- (2) 有機 J A S 認証を取得していることが分かる書類の写し（有機 J A S 認証を更新する場合に限る。）
- (3) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第 7 条 規則第 4 条の規定により付する条件は、有機 J A S 認証の取得又は更新が認められることとする。

(実績報告書の添付書類)

第 8 条 規則第 8 条第 1 項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収証等の事業に要した経費の内容が分かる資料
- (2) 有機 J A S 講習会の修了証書の写し
- (3) 有機 J A S 認証について登録認証機関が交付する証明書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。